

守 監 発 第 9 号
令和6年8月16日

守谷市長 松丸修久様

守谷市監査委員 高瀬尚則

守谷市監査委員 高梨恭子

令和5年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和5年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月16日から令和6年8月16日まで

3 審査の方法

令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
①水道事業会計	—	20.0%
②公共下水道事業会計	—	20.0%
③農業集落排水事業会計	—	20.0%

※ 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。

① 水道事業会計

流動比率（流動資産と流動負債の割合）は477.8%であり、実質的な資金不足額はない。

② 公共下水道事業会計

流動比率は849.3%であり、実質的な資金不足額はない。

③ 農業集落排水事業会計

令和5年度に公営企業会計に移行して初めての決算となる。

流動比率は77.4%であるが、流動負債のうち、企業債元金償還金については全額一般会計からの繰入が見込まれており、これを踏まえると、実質的な資金不足額はない。

5 是正改善を要する事項

特になし。